

長期優良住宅建築等計画の居住環境基準等

	住宅の規模		居住環境基準															添付図書						省略図書			
	戸建て住宅（㎡）	共同住宅等（㎡）	都市計画法第4条第4項の促進区域	都市計画法第4条第6項の都市計画施設区域	都市計画法第4条第7項の市街地開発事業の区域	都市計画法第4条第8項の市街地開発事業予定区域	都市計画法第12条の5第2項の地区整備計画	都市計画法第12条の5第2項の地区整備計画	密集法第32条第2項の特定建築物地区整備計画、第3号の防災街区整備地区整備計画	歴史的風致維持向上法第31条第2項の歴史的風致維持向上地区整備計画	幹線道路沿道整備法第9条第2項の沿道地区整備計画	集落地域整備法第5条第3項の集落地域整備計画	景観法第8条の景観計画	住宅地区改良法第2条第3項の改良地区	建築基準法第69条の建築協定	景観法第81条の景観協定	まちづくり条例	その他※	維持保全計画書	住宅型式性能認定書	型式住宅部分等製造者認証書	長期使用構造等と同等以上を説明した図書	居住環境基準の適合証明書等	長期使用構造等の適合証（事前審査）	その他※	「住宅型式性能認定書を添付の場合」その図書に明示すべき事項がないときは、当該図書	「型式住宅部分等製造者認証書を添付の場合」その図書に明示すべき事項がないときは、当該図書
全ての建築物	静岡市	75	55	□	■	■	□	■	□	□	□	■	-	×	-	×	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	浜松市	75	55	□	■	■	□	■	□	□	□	■	-	×	-	×	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	沼津市	75	55	□	■	■	□	■	□	□	□	■	-	×	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	富士市	75	55	□	■	■	□	■	□	□	□	■	-	×	-	×	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	富士宮市	75	55	□	■	□	□	■	□	□	□	■	-	×	-	■	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	焼津市	75	55	□	■	■	□	■	□	□	□	□	-	×	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
4号 建基法6条1項	三島市	75	55	□	■	■	□	■	□	□	□	■	-	×	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	伊東市	75	55	□	■	□	□	□	□	□	□	■	-	×	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	島田市	75	55	□	■	■	□	■	□	□	□	■	×	×	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	磐田市	75	55	□	■	■	□	■	□	□	□	■	-	×	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	掛川市	75	55	□	■	■	□	■	□	□	□	■	×	×	-	×	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	藤枝市	75	55	□	■	■	□	■	□	□	□	□	×	×	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	御殿場市	75	55	□	■	□	□	■	□	□	□	■	-	×	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	袋井市	75	55	□	■	■	□	■	□	□	□	■	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	裾野市	75	55	-	■	■	-	■	-	-	-	■	-	×	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	湖西市	75	55	□	■	■	□	■	□	□	□	■	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
上記以外	県	75	55	□	■	■	□	■	□	□	■	×	×	-	×	-	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	
凡例			■：対象があり、審査基準とする □：現時点では対象がないが、審査基準とする ×：対象があるが、審査基準としない -：対象がなく、審査基準としない															○：指定する ×：指定しない									